

札幌市営霊園に係る
料金制度の考え方（素案）について
皆様の御意見を募集します

～ パブリックコメントの実施 ～

意見募集期間
令和6年(2024年)11月15日(金)から 令和6年(2024年)12月16日(月)まで【必着】

札幌市では、年々少子高齢化が進み、超高齢社会が進展していくことに伴い、今後は多くの方々が寿命を迎えられる「多死社会」が訪れることが避けられない状況です。

このため、本市では、「札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想」及び「札幌市火葬場・墓地に関する運営計画」（以下「運営計画等」という。別添参照）を定め、同基本構想第4章及び同運営計画第3章の3に基づき、多死社会において生じると予想される墓地の課題解消に取り組んでいます。

この度、運営計画等に基づき市営霊園における料金制度を見直すに当たって、料金制度の考え方について素案をまとめましたので、広く市民の皆様にお知らせするとともに、考え方についての御意見を募集します。

今後、お寄せいただいた御意見を考慮した上で、市議会に札幌市墓地条例改正案を上程する予定です。いただいた御意見の概要と御意見に対する市の考え方については、御意見の募集期間終了後に取りまとめ、ホームページ等で公表いたします。



令和6年（2024年）11月

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課

市政等資料番号
02-F08-24-2245

意見募集要項

1 意見の募集期間

令和6年(2024年)11月15日(金)～令和6年(2024年)12月16日(月)必着

2 意見の提出方法

(1) 郵送・持参・ファクスの場合

「御意見記入シート」又はこれに準じた様式に記入し、下記5の提出先までお送りください。

※ 持参の場合、受付時間は平日の8:45～17:15です。

(2) 電子メールの場合

件名を「市営霊園料金制度について」とし、本文に「お名前、御年齢、御住所、御意見」を記入し、下記5のアドレスに送信してください。

※ 電子メールに、ファイルは添付しないでください。

(3) ホームページの意見募集フォームの場合

以下の URL 又は二次元コードから本市ホームページを開き、必要事項を入力し、送信してください。

【URL】

https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/bochi_kasou/pubcome_form.html

【二次元コード】



3 意見の提出に当たっての留意事項

- ・ 電話や口頭での御意見の受付や、御意見に対する個別回答は行っておりません。
- ・ 御意見の提出に当たっては、お名前(必須)・御住所(必須)・御年齢を記入してください。御意見の概要を公表する際には、お名前や御住所は公開いたしません。
- ・ お名前・御住所・御年齢は、御意見の集計以外の目的に使用することはありません。個人情報の保護に関する法律及び札幌市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に従い、適切に取り扱います。

4 資料の配布場所

配布場所・閲覧場所

市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

市役所本庁舎1階 パンフレットコーナー

札幌市 保健福祉局 ウェルネス推進部 施設管理課(中央区北2条西1丁目 ORE 札幌ビル7階)

平岸霊園管理事務所、里塚霊園管理事務所

各区役所 市民部総務企画課広聴係

各まちづくりセンター

5 意見の提出先・お問い合わせ先

札幌市 保健福祉局 ウェルネス推進部 施設管理課

住所:〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目 ORE 札幌ビル7階

TEL:011-211-3518 / ファクス:011-211-3521

電子メール:h-shisetsukanri@city.sapporo.jp

市営霊園料金制度見直しの背景

1 札幌市営霊園の概要

札幌市には、平岸霊園、里塚霊園、手稲平和霊園の3か所の市営霊園があります。



【平岸霊園】

- ・ 開設年:昭和 16 年
- ・ 墓所数:12,599 区画
- ・ 敷地面積:276,939m²



【里塚霊園】

- ・ 開設年:昭和 41 年
- ・ 墓所数:26,574 区画
- ・ 敷地面積:661,997m²



【手稲平和霊園】

- ・ 開設年:昭和 48 年
- ・ 墓所数:2,963 区画
- ・ 敷地面積:78,696m²

現在の市営霊園は、使用許可時に、占用部分となる墓所区画の使用に係る墓地使用料と、園路など共用部分の維持管理に係る清掃手数料を使用者からいただき、それらを原資とした基金とその運用益で維持管理を行っています。

【現在の料金制度】

	墓地使用料	清掃手数料
4m ² の場合	204,800 円 (1m ² あたり 51,200 円)	25,800 円/m ² ×使用面積
16m ² の場合	1,473,600 円(1m ² あたり 92,100 円)	

2 市営霊園の課題

いずれの市営霊園も開設から 50 年以上が経過し、管理事務所や園路が老朽化しています。また、園内のバリアフリー化も進んでおらず、手すりのない階段や段差が多く存在しており、管理事務所の建替えや構築物の修繕などに、今後多額の経費を要すると見込まれています。



手すりのない階段



老朽化した階段



倒れかけた樹木

一方で、長く続く低金利政策などにより、基金の運用益が少なくなっており、近年は基金の原資を取り崩さざるを得ない状況が続いています。現行制度においては、維持管理経費が不足しても追加徴収する仕組みがなく、このまま基金を取り崩し続けると、令和 21 年(2039 年)には基金が枯渇する見通しです。



図-基金の推移

また、少子高齢化の進展や核家族化に伴い、お墓の管理を引き継ぐ方が減っており、管理する人がいない、又は適切に管理されていないお墓(以下「無縁墓等」という。)が増加しています。

令和2年度(2020年度)に札幌市が管理する霊園・墓地内の墓所区画約47,000区画の使用者に対して手紙を送付したところ、約9,700件が宛所不明等により返戻となりました。現在、これらの墓地使用者について、戸籍調査などにより転居先や相続人を探す作業を進めておりますが、現に、倒壊の危険があるお墓も存在しており、無縁墓等の対策が急務となっています。



【無縁墓等の疑いがあるお墓】

これらの課題に対し、計画的に修繕等を進めて安全かつ快適な墓参環境を整えるとともに、持続可能な運営を行っていくため、市営霊園の料金制度を見直すことといたしました。

料金制度の考え方(素案)

1 管理料について

現在の清掃手数料を改め、新たに管理料として、市営霊園において墓地使用開始から一定年数を経過した方及び今後新たに使用を開始する方から徴収します。

いただいた管理料は、今後園路、階段、トイレ、樹木など共用部分の計画的な整備、改修その他の市営霊園の維持管理に充てる経費とします。

(1) 負担いただく経費について

これまで市営霊園の維持管理においては、共用部分の樹木の剪定、清掃、除雪等を行うほか、施設・設備が壊れた場合にその都度修繕を行ってききましたが、老朽化による修繕箇所^{せん}の増加や、樹木の繁茂、災害による倒木の伐採等により、その経費が増えてきています。

今後は、これまで行ってきた維持管理に加え、安全かつ快適に墓参できるように、老朽化した施設・設備が壊れて使えなくなる前に定期的な修繕を行うことや園内のバリアフリー化工事等を行っていく必要がありますが、これらの計画的な修繕等に係る経費を含めると、向こう20年間で約50億円かかると予測されます。

こうした共用部分の維持管理に必要な経費(計画的な修繕等に必要な経費を含む。)を、使用者に御負担いただくこととします(料金等に係る参考資料は、別添のとおり)。

【管理料の考え方】

- ・ 共用部分の維持管理経費を管理料として負担いただく
- ・ 計画的な修繕等に係る経費を見込んだ管理料とする

<維持管理経費の内容(代表例)>

- ・ 園内樹木の剪定、緑地の草刈
- ・ トイレ、水場などの清掃
- ・ 光熱水費
- ・ 園路、管理事務所などの補修、修繕
- ・ 春彼岸前などの除雪
- ・ 供花、骨壺などの片付けなど

(2) 徴収頻度

現在、清掃手数料は、使用許可時に20年分相当の維持管理経費を一括で納めていただいておりますが、仮に管理料を20年に1度の徴収とした場合、支払年度の負担が突出して重なることから、お支払いの負担が平準化するよう1年に1回徴収することとし、1回当たり1年分の維持管理経費を勘案して定める額を納めていただきます。

また、1年に1回の徴収とすることで、使用者の転居などをいち早く確知し、必要な手続きを案内するなど、無縁墓等の対策にもつなげてまいります。

【徴収頻度の考え方】

1年に1回の徴収とする

(3) 徴収単位

市営霊園の各墓所区画内の清掃・修繕などは、引き続き使用者の責任で行っていただき、市は共用部分の維持管理のみ行っています。

従前の清掃手数料は、使用する区画の面積に応じて徴収していましたが、管理料として御負担いただく共用部分の維持管理経費は、区画の面積に応じて変動する部分が少ないという側面もあり、また今後は将来にわたり皆様に継続して御負担いただくことも考慮し、管理料は全区画共通の料金(区画単位での徴収)とします。

【徴収単位の考え方】

使用面積によらず、全区画共通の金額(区画単位)とする

2 滞納対策について

管理料をお支払いいただいている方との公平性の観点から、滞納を防ぐための仕組みが必要です。そのため、現在の札幌市墓地条例において墓地の使用許可を取り消すことができるとしている要件に、管理料の滞納を加えることとし、その滞納期間を他都市の事例を参考に3年とします。

【滞納に対する考え方】

許可取消をできる要件として、「3年間管理料を滞納した場合」を規定する

3 徴収の開始時期について

原則、改正後の札幌市墓地条例の施行年度から管理料をお支払いいただくこととなりますが、近年の再公募[※]により使用を開始した方については、使用許可時に20年分相当の維持管理経費を清掃手数料として納めていただいているため、使用許可から20年を経過した翌年から、順次、管理料をお支払いいただきます。(平成7年(1995年)の再公募により使用を開始した方は、既に20年を経過しているため、改正後の札幌市墓地条例の施行年度から徴収の対象となります。)

なお、今後の再公募において新たに墓地の使用許可を得る方については、使用許可時に、墓地使用料と初年度分の管理料を納めていただき、以降、毎年度の管理料をお支払いいただくこととなります。

【徴収の開始時期に対する考え方】

原則、改正後の札幌市墓地条例の施行年度から
ただし、これまでの再公募によって使用を開始した方は、
許可後20年経過した翌年から

※ 再公募：墓じまい等により返還された空区画を再整備し、次の使用者を募集する事業
これまで、平成7年、19年、22年、25年、28年及び令和2年、5年に実施

4 今後のスケジュール

パブリックコメント実施後、令和6年度（2024年度）中に札幌市議会への札幌市墓地条例の改正案の上程を予定しており、同議会において可決された場合には、令和7年度（2025年度）に市営霊園の使用者の皆様へ文書送付等による新料金制度の周知を行うほか、料金徴収体制の構築を行い、令和8年度（2026年度）から新料金制度を施行する予定です。

令和6年度（2024年度）	札幌市墓地条例の改正	
令和7年度（2025年度）	新料金制度の周知	料金徴収体制の構築
令和8年度（2026年度）	新料金制度施行	

札幌市営霊園に係る料金制度の考え方について
御意見記入シート

氏名	(必ず記入)	年齢	
住所	(必ず記入)		
意見	(どの項目に対する御意見が分かるように御記載ください)		

切り取り線

御意見の提出先・お問い合わせ先
札幌市 保健福祉局 ウェルネス推進部 施設管理課
住所:〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目 ORE 札幌ビル7階
TEL:011-211-3518 / ファクス:011-211-3521
電子メール:h-shisetsukanri@city.sapporo.jp